

総合操作盤

はじめに

日本消防検定協会は、平成16年9月17日付け消防庁告示第22号により、消防庁長官から総合操作盤の登録認定機関として登録を受け、業務を開始しました。

1 認定制度について

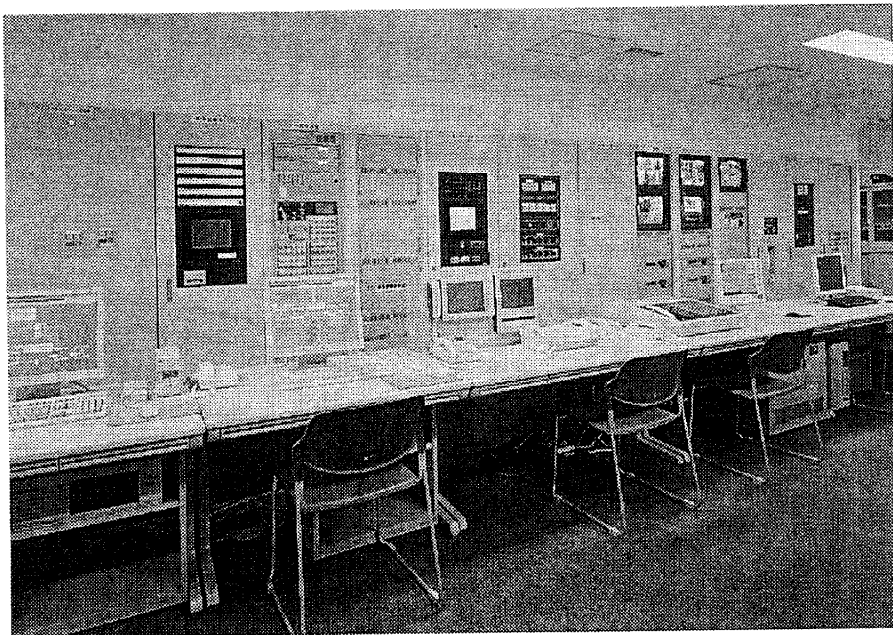
認定業務は、次のとおり3つに大きく区分されています。

① 型式認定

機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）が設備等技術基準に適合しているかどうかを検査する試験

② 型式変更

型式を付与されたものについて、その重要でない部分を変更しようとする当該機械器具の形状等が設備等技術基準に適



合しているかどうかを検査する試験

③ 個別認定

製造される個々の機械器具等の形状等が認定された型式又は型式変更された型式の形状と同一であるかどうかを検査する試験

2 総合操作盤の設置について

消防法において、一定の規模以上の防火対象物には、屋内消火栓等の消防用設

備等に係る総合操作盤を防災センター等に設けなければならない規定とされています。

(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第12条第1項第8号関係)

3 総合操作盤のシステム構成

総合操作盤の代用的なシステム(写真)、構成(図1)、機能フロー(図2)例は次のとおりです。

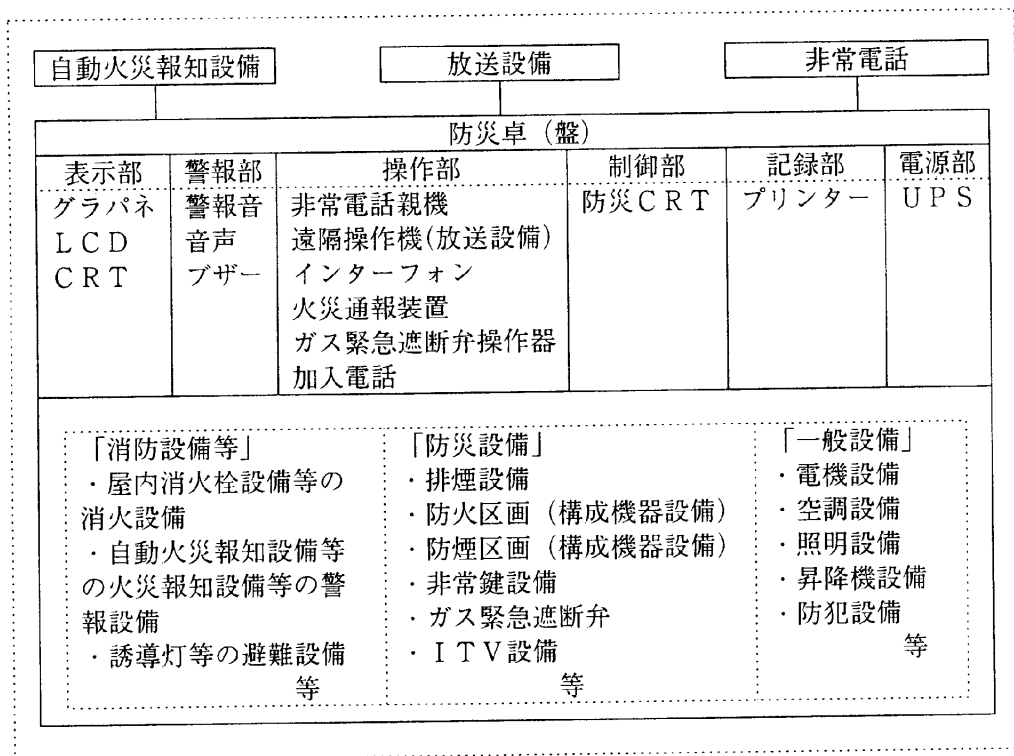


図1 総合操作盤の構成例

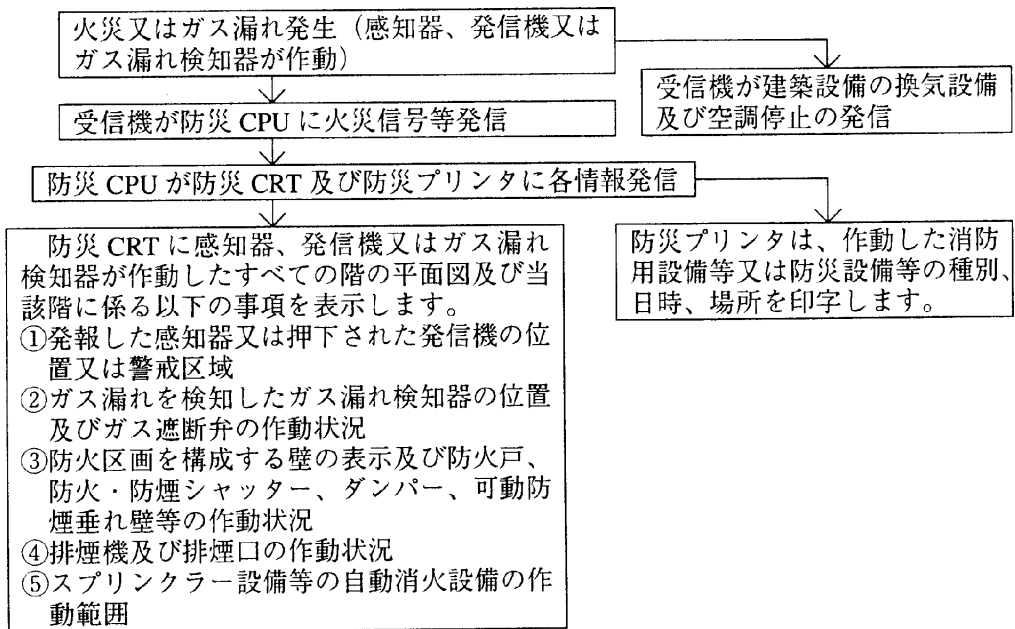


図2 総合操作盤の機能フロー例

4 総合操作盤の基準の概要について

総合操作盤の基準（平成16年消防庁告示第7号）の概要は次のとおりです。

(1) 総合操作盤の構造及び機能（第2関係）

総合操作盤は、表示部、操作部、制御部、記録部及び附属設備で構成されるものとし、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命の安全確保、防火管理体制及び消火活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有するものと定義されています。

また、上記目的のために自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれていること又は受信機の機能を有していること

が望ましいとされています。（平成16年消防予第93号）

(2) 表示機能（第5関係）

消防用設備等又は防災設備等に関するシンボル等については、当該告示において、規定されたものを使用するようにとされています。

(3) 警報機能（第6関係）

警報は、警報音又は音声警報により行いシステムの異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備ごとの区分が明確となるように、音声、鳴動方法を設定することと規定されています。

(4) 操作機能（第7号関係）

操作スイッチについては当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により、1対1対応の個別式、テンキーのスイッチの組み合わせ方式、CRTのライトペンやタッチパネル方式の中から適切なものを選択することと規定されています。

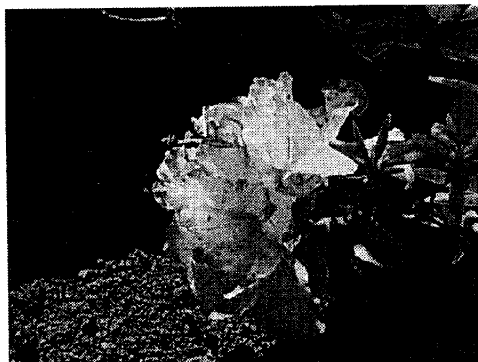
(5) 制御機能（第10条関係）

システムの大規模化及び情報通信技術の導入に伴い、システム構成要素の異常及び故障が全体の機能の傷害につながる可能性があるため、その対応策を講ずる必要がある。このため電源、CPU等の

機能分散を図ったハード構成、フェールセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム診断、ユニット交換等の方法により設置されていることと規定されています。

(6) 消防活動支援機能（第12関係）

消防隊への状況提供が円滑に行えるとともに、CRT等の表示が容易に理解できるように設計されていること、なお、消防隊到着後においても、原則として総合操作盤に係る操作については、消防隊の指示により防災要員が行うことと規定されています。



アザレア ツツジ科 ツツジ属